

利用者・ご家族のみなさま

社会福祉法人のぞみ福祉会  
理事長 平 形 恒 雄

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みについて

利用者・ご家族のみなさまにおかれましては、のぞみ福祉会各事業所における新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みにご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、新聞等の報道によりますと、大阪府では7月以降、新型コロナウイルス陽性患者の発生が増加傾向にあり、感染拡大が深刻化しています。吹田市においても7月中旬より陽性患者が急速に増加しており、より一層気を引き締めて感染拡大防止対策を続けていかなければならない状況であると考えられます。のぞみ福祉会でも、現在取り組んでいる感染拡大防止対策については継続し、さらに、職員からの感染を防ぐため職員への注意喚起や健康管理の徹底に努めていきます。

一方で、万が一のぞみ福祉会の各事業所の利用者・職員から、新型コロナウイルス感染者が発生することも想定しておかなければならない状況でもあります。感染者が発生した場合の対応について、職員間で周知徹底してまいります。

利用者、ご家族のみなさまには引き続き、ご不便をおかけすることとなりますが、どうかご理解とご協力をお願い申し上げます。

## ○感染拡大防止のための対策

対 策	対 応 内 容
利用者・職員・来所者への検温と体調確認	通所時には入室前に体調確認と検温を実施します。 ・37.5度以上の発熱が確認された場合には、帰宅しての静養をお願いします。 ・検温は昼食前にも実施します。 ・利用者・職員・来所者の体調や体温については、感染者が発生した場合に備えて記録し、速やかに保健所等に提出できるよう準備しておきます。
職員の職場外での活動について	5人以上の飲み会、宴会には参加しません。また、日頃から、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間を避けることを徹底します。
うがい、手洗い、手指消毒の徹底	通所時および外出から帰った時に、うがい、手洗い、消毒液による手指消毒を徹底します。
マスクの着用	事業所内ではマスク着用をお願いします。(食事中はマスクをはずすこととなりますので、その間の会話は遠慮していただきます。) 室温を調整し、息苦しさや暑さ対策をします。
事業所内の換気の徹底	事業所内各室は窓を開けるなど、常時換気します。 ・調理などプログラム内容によっては、定時での換気とします。
設備の消毒の徹底	事業所内の机、イス、ドアノブなどの消毒を徹底します。
人と人との適切な間隔の保持	座席の間隔や角度の工夫、ミーティングやグループワークの少人数

	化などにより、人と人の適切な間隔の保持に努めます。
利用者・ご家族へのお願い	
通所前にご自宅で検温・体調確認をしてください	通所当日の出発前にご自宅で検温・体調確認をお願いします。37.5℃以上の発熱があった場合や、だるさやかぜ症状がある時は、事業所に通所せず、電話等で事業所にご相談の上、医療機関を受診してください。
休日もご自宅での検温・体調確認に努めてください	休日など通所されない日についても、ご自宅で定時の検温を行うなど体調の把握にご協力ください。
体調不良時は4日間、ご自宅での静養にご協力ください	発熱を伴う体調不良の場合は、4日間のご自宅での静養をお願いします。(その間、事業所よりお電話での状況確認と相談対応をいたします。) ※ただし、かかりつけ医から通所の許可が出ている場合は、事業所と相談の上、通所を再開していただくことができます。
同居されるご家族に37.5度以上の発熱、または、だるさ・かぜ症状がある時は事業所へご相談ください	利用者ご本人に左記の症状がなくても、同居されるご家族に左記の症状がある場合、利用者のみなさまは通所する前に事業所にご相談ください。

#### ○新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応

対 応	内 容
情報共有・報告等の実施	利用者・職員において感染者が発生した場合、速やかに法人内で情報共有し、感染者が利用者の場合は、利用者の主治医、ご家族、関係機関等に報告します。 また、吹田市障がい福祉室、吹田市保健所に速やかに報告します。 ※吹田市外にお住まいの場合は、ご自身の居住地の保健所に連絡をお願いします。
消毒 清掃等の実施	新型コロナウイルス感染者が利用した共用スペースについて、保健所の指示のもと、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム液等を使用し、消毒、清掃します。
積極的疫学調査への協力	保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者・職員の特定に協力します。その際、可能な限り、体温・体調確認の記録等を提供します。
感染者への適切な対応の実施	感染が判明した場合は原則入院することとなります。症状等によっては、吹田市、保健所の指示に従います。
濃厚接触者への適切な対応の実施	保健所により濃厚接触者とされた方は、自宅待機のうえ、保健所の指示に従っていただきます。利用者の場合、自宅待機の期間も保健所と相談の上、必要な支援を確保します。職員の場合、保健所と相談の上、職場復帰の時期を決定します。

※上記の対策と対応内容における具体的な取り組みは、社会の状況と各事業所の事情に合わせて適宜、変更をしております。